

# 兵庫県公報

令和5年3月28日 火曜日 第399号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

告 示	ページ
○ 有害興行の指定（男女青少年課）	2
○ 救急医療機関の認定（医務課）	2
○ 県営土地改良事業の緊急防災工事計画の決定及び関係書類の縦覧（農地整備課）	2
○ 同 上（同）	3
○ するめいかに関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量について（水産漁港課）	3
○ くろまぐろに関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量等について（同）	3
○ 知事許可漁業の制限措置の内容等（同）	4
○ 同 上（同）	6
○ 同 上（同）	6
○ 同 上（同）	8
○ 同 上（同）	9
○ 同 上（同）	9
○ 同 上（同）	10
○ 同 上（同）	11
○ 同 上（同）	12
○ 同 上（同）	12
○ 同 上（同）	13
○ 同 上（同）	13
○ 同 上（同）	14
○ 同 上（同）	15
○ 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定（水大気課）	15
○ 中播都市計画道路事業の認可（道路街路課）	15
○ 神戸国際港都建設道路事業の事業計画の変更認可（同）	16
○ 中播都市計画道路事業の事業計画の変更認可（同）	16
○ 車両制限令に基づく道路の指定（道路保全課）	17
○ 篠山都市計画下水道事業の事業計画の変更認可（下水道課）	17
○ 海岸法第12条第4項及び第5項の規定に基づき撤去し、保管した船舶及び工作物等（港湾課）	17
○ マンションの管理の適正化の推進に関する法律に基づく指定認定事務支援法人の指定（住宅政策課）	19
○ 昭和39年兵庫県告示第332号の15（収入証紙売りさばき人の名称等）の一部改正（会計課）	19
○ 平成17年兵庫県告示第271号の3（長期継続契約を締結することができる契約）の一部改正（会計課）	19
<b>公 告</b>	
○ 本人確認情報の提供、利用及び保護の状況に関する公表（市町振興課）	20
○ 建築士法による二級建築士免許の取消し（建築指導課）	25
○ 同一敷地内にあるものとみなされる複数の建築物に係る一団地の区域（北播磨県民局）	26
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（同）	26
<b>公安委員会規則</b>	
○ 警察職員の特務勤務手当に関する規則の一部を改正する規則	26

## 公布された法令のあらまし

- ◎警察職員の特務勤務手当に関する規則の一部を改正する規則（公安委員会規則第6号）  
勤務の特異性を考慮し、警察職員に対して支給する特務勤務手当の額について所要の整備を行うこととした。

告 示

**兵庫県告示第373号**

青少年愛護条例（昭和38年兵庫県条例第17号）第11条第1項の規定により、有害興行として次のものを指定する。

令和5年3月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

指定理由	著しく性的感情を刺激し、著しく粗暴性若しくは残忍性を助長し、著しく恐怖心を与え、又は犯罪若しくは自殺を誘発し、若しくは助長する描写、音声などが多く、青少年に観覧させることは、その健全な育成を阻害するものと認める。	
種 別	名 称	制作・配給会社
映 画	レッド・ロケット（原題）RED ROCKET	トランスフォーマー



**兵庫県告示第374号**

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定により、申出（有効期限の更新）のあった次の1から2の医療機関を救急病院、3の医療機関を救急診療所と認定した。

令和5年3月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 名 称 川崎病院  
 所在地 神戸市兵庫区東山町3丁目3番1号  
 認定年月日 令和5年2月21日  
 認定の有効期限 令和8年2月20日
- 2 名 称 合志病院  
 所在地 尼崎市長洲西通1丁目8番20号  
 認定年月日 令和5年3月1日  
 認定の有効期限 令和8年2月28日
- 3 名 称 青木外科整形外科  
 所在地 尼崎市若王寺1丁目2番23号  
 認定年月日 令和5年3月22日  
 認定の有効期限 令和8年3月21日



**兵庫県告示第375号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の4第1項の規定により、次の県営土地改良事業を行うため、緊急防災工事計画を令和5年3月14日に定めたので、緊急防災工事計画書の写しを縦覧に供する。

この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して審査請求をすること、及びこの計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

なお、審査請求のみをした場合には、この計画の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

令和5年3月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

事業名	地区名	縦覧の期間	縦覧の場所
農村地域防災減災事業	高山池地区	令和5年3月28日から 同年4月17日まで	淡路市役所



**兵庫県告示第376号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の4第1項の規定により、次の県営土地改良事業を行うため、緊急防災工事計画を令和5年3月14日に定めたので、緊急防災工事計画書の写しを縦覧に供する。

この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して審査請求をすること、及びこの計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

なお、審査請求のみをした場合には、この計画の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

令和5年3月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

事業名	地区名	縦覧の期間	縦覧の場所
農村地域防災減災事業	池ノ谷池地区	令和5年3月28日から 同年4月17日まで	淡路市役所



**兵庫県告示第377号**

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項に基づき、するめいかに関する令和5管理年度における数量を次のように定めたので、同条第4項の規定に基づき公表する。

令和5年3月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

同法第16条第1項の知事管理漁獲可能量は次の表に掲げるとおりとする。

特定水産資源	管理区分	知事管理漁獲可能量
するめいか	兵庫県するめいか漁業	現行水準



**兵庫県告示第378号**

漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第16条第1項に基づき、くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和5管理年度における数量を次のように定めたので、同条第4項の規定に基づき公表する。

令和5年3月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 第1 くろまぐろ（小型魚）
  - 1 都道府県別漁獲可能量  
5.5トン
  - 2 知事管理漁獲可能量

法第16条第1項の知事管理漁獲可能量は次の表に掲げるとおりとする。

管理区分	知事管理漁獲可能量
兵庫県日本海沿岸くろまぐろ漁業	4.7トン
兵庫県日本海定置漁業	0.7トン
兵庫県その他漁業	0.1トン

第2 くろまぐろ（大型魚）

1 都道府県別漁獲可能量

9.3トン

2 知事管理漁獲可能量

法第16条第1項の知事管理漁獲可能量は次の表に掲げるとおりとする。

管理区分	知事管理漁獲可能量
兵庫県沿岸まぐろはえ縄漁業	3.0トン
兵庫県その他漁業	2.6トン



兵庫県告示第379号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、同法第57条第1項の農林水産省令で定める小型機船底びき網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和5年3月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む者の資格
釜口	手繰第2種漁業 こぎ網漁業	別記1の1	周年	別記2	5トン未満	1隻	定めなし
	手繰第2種漁業 ちんこぎ網漁業	同上	同上				
	手繰第2種漁業 いかなごぱっち網漁業	別記1の2及び3	2月5日から7月15日まで				
	その他の小型機船底びき網漁業 板びき網漁業	別記1の1	周年				
仮屋森	手繰第2種漁業 こぎ網漁業	別記1の4	周年	同上	同上	1隻	同上
	手繰第2種漁業 ちんこぎ網漁業	同上	同上				
	手繰第2種漁業 いかなごぱっち網漁業	別記1の2及び3	2月5日から7月15日まで				
	その他の小型機船底びき網漁業 板びき網漁業	別記1の5	周年				

- 2 許可又は起業の認可を申請すべき期間  
令和5年3月28日から同年4月28日まで

3 備考

- (1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和7年3月31日までとする。

- (2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次の表に掲げる内容の条件を付けることがある。

地区	条件
釜口	別記3
仮屋、森	同上

別記1 操業区域

(注) 以下に掲げる操業区域のうち「共同漁業権の区域を除く」とある操業区域については、協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

- 1 洲本市成ヶ島北端から淡路市楠本までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 2 神戸市須磨区妙法寺川河口右岸から174度の線、淡路市仮屋港南防波堤灯台中心点から大阪府泉大津市泉大津沖埋立処分場2号灯中心点を見通した線、神戸市垂水区平磯灯標中心点から174度の線及びその延長線並びに神戸市の海岸線によって囲まれた海域。ただし、共同漁業権の区域及び最大高潮時海岸線から1,000メートルの距離の線以内の海域を除く。
- 3 北緯34度33分56秒東経135度1分5秒の点（淡路市赤崎）から123度の線、同市津田の鼻突端から123度（マイルポスト見通線）の線の間にあつて最大高潮時海岸線から2,000メートルの距離の線によって囲まれた海域。ただし、共同漁業権の区域及び最大高潮時海岸線から500メートルの距離の線以内の海域を除く。
- 4 洲本市小路谷から淡路市松帆までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 5 洲本市小路谷から淡路市赤崎（北緯34度33分56秒、東経135度1分5秒）までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。

別記2 推進機関の馬力数

48キロワット又は旧漁船法馬力数（漁船法施行規則の一部を改正する省令（平成13年農林水産省令第153号）による改正前の漁船法施行規則（昭和25年農林省令第95号）に基づいて算出した馬力数をいう。）15馬力以下

別記3 条件

- 1 最大高潮時海岸線から1,000メートル以内の海面においては、操業してはならない。ただし、手繰第2種漁業いかなごばち網漁業については、操業区域のとおりとする。
- 2 滑走装置を備えた漁具を使用してはならない。
- 3 手繰第2種漁業は、同時に使用する網の数は2帖を超えてはならない。
- 4 たちうおを目的として操業してはならない。
- 5 たこつぼ漁業、いいだこつぼ漁業、いかせん漁業及び延縄漁業の操業を妨げてはならない。
- 6 手繰第2種漁業は、鉄鎖以外の金属性の沈子、前沈子を使用してはならない。
- 7 手繰第2種漁業に使用する手木の高さは60センチメートルを超えてはならない。
- 8 手繰第2種漁業に使用する張木の長さは20メートルを超えてはならない。
- 9 手繰第2種漁業で16メートル以下の張木を使用するときは、漁具を曳網する曳網は、1本を超えてはならない。
- 10 ちんこぎ網漁業に使用する鉄鎖は、太さ12ミリメートル、本数2本を超えてはならない。
- 11 張木の長さ7メートル未満のちんこぎ網漁業を操業してはならない。
- 12 板びき網漁業は、午後3時30分から翌日午前3時30分に至る間は、操業してはならない。
- 13 板びき網漁業に使用する板の大きさは、長さ1メートル25センチメートル、幅60センチメートルを超えてはならない。



**兵庫県告示第380号**

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、同法第57条第1項の農林水産省令で定める小型機船底びき網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和5年3月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む者の資格
富島	手繰第2種漁業 なまここぎ網漁業	共第118号共同漁業権漁場の区域のうち、最大高潮時海岸線から750メートル以内の区域	12月1日から翌年3月31日まで	別記1	5トン未満	1隻	操業区域の漁業権の行使権を有する者又は操業区域の漁業権者の同意を得ている者

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和5年3月28日から同年4月28日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和6年10月31日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね別記2に掲げる内容の条件を付けることがある。

別記1 推進機関の馬力数

48キロワット又は旧漁船法馬力数（漁船法施行規則の一部を改正する省令（平成13年農林水産省令第153号）による改正前の漁船法施行規則（昭和25年農林省令第95号）に基づいて算出した馬力数をいう。）15馬力以下

別記2 条件

- 1 同時に使用する網の数は2帖を越えてはならない。
- 2 滑走装置を備えた漁具を使用してはならない。
- 3 なまこ以外の水産動植物を採捕してはならない。



**兵庫県告示第381号**

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、同法第57条第1項の農林水産省令で定める瀬戸内海機船船びき網漁業及び兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第6号に掲げる機船船びき網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和5年3月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

(1) 瀬戸内海機船船びき網漁業

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む者の資格
神戸市	いわし・いかなご船びき網漁業	別記1の1	周年	別記2	10トン未満	2隻	定めなし
淡路市東浦	同上	別記1の2	同上	同上	同上	2隻	同上

(2) 機船船びき網漁業

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む者の資格
西播	いわし・いかなご船びき網漁業	別記1の3	周年	別記2	5トン未満	2隻	定めなし
淡路市東浦	同上	別記1の2	同上	同上	同上	10隻	同上

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和5年3月28日から同年4月28日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和5年12月31日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね別記3に掲げる内容の条件を付けることがある。

別記1 操業区域

(注) 以下に掲げる操業区域のうち「共同漁業権の区域を除く」とある操業区域については、協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

- 1 大阪府、兵庫県界から神戸市、明石市界に至る兵庫県海面。ただし、神戸港及び尼崎西宮芦屋港防波堤内（和田防波堤、同防波堤突端から第1防波堤西端まで引いた線、同防波堤、同防波堤東端から第6防波堤基部まで引いた線、同防波堤突端から第7防波堤西端まで引いた線、同防波堤、同防波堤東端から西宮防波堤西端まで引いた線、同防波堤、同防波堤東端から尼崎沖埋立処分場南西端（北緯34度40分48秒、東経135度22分33秒）まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面）及び共同漁業権の区域を除く。
- 2 洲本市安乎町平安浦、淡路市里界から淡路市松帆・野島江崎界に至る海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 3 高砂市、姫路市界と上島を結んだ線、上島から播磨灘北航路第9号灯浮標を見通した線以西の兵庫県海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。

別記2 推進機関の馬力数

	推進機関の馬力数
小型機船底びき網漁業との兼業船	48キロワット若しくは旧漁船法馬力数15馬力以下
上記以外の船舶	110キロワット若しくは旧漁船法馬力数35馬力以下。ただし、48キロワット（旧漁船法馬力数については15馬力）を超える機関については、瀬戸内海適合機関を使用しなければならない。

(注) 「旧漁船法馬力数」とは、漁船法施行規則の一部を改正する省令（平成13年農林水産省令第153号）による改正前の漁船法施行規則（昭和25年農林省令第95号）に基づいて算出した馬力数をいう。

別記3 条件

- 1 網船（許可証記載の船舶）に動力船を連結して曳網（通称「さきこぎ」）してはならない。
- 2 午後3時から翌日午前4時までは操業してはならない。
- 3 使用する火船の隻数及び当該火船の電気設備は、それぞれ次表に掲げる範囲内でなければならない。

火船の隻数	電気設備	
	火船1隻当たりの設備容量	1統当たりの総設備容量
2隻以下	集魚燈に使用する電球 500ワット以下	1,000ワット以下



**兵庫県告示第382号**

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第6号に掲げる機船船びき網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和5年3月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む者の資格
家島町	さより船びき網漁業	姫路市家島町地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。（注）	8月1日から翌年1月15日まで	別記1	5トン未満	2隻	定めなし

（注）協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和5年3月28日から同年4月28日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和5年12月31日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね別記2に掲げる内容の条件を付けることがある。

別記1 推進機関の馬力数

	推進機関の馬力数
小型機船底びき網漁業との兼業船	48キロワット又は旧漁船法馬力数15馬力以下
上記以外の船舶	110キロワット又は旧漁船法馬力数35馬力以下。ただし、48キロワット（旧漁船法馬力数については15馬力）を超える機関については、瀬戸内海適合機関を使用しなければならない

（注）「旧漁船法馬力数」とは、漁船法施行規則の一部を改正する省令（平成13年農林水産省令第153号）による改正前の漁船法施行規則（昭和25年農林省令第95号）に基づいて算出した馬力数をいう。

別記2 条件

- 1 網船（許可証記載の船舶）に動力船を連結して曳網（通称「さきこぎ」）してはならない。

- 2 他種漁業の操業を妨げてはならない。
- 3 使用する火船の隻数及び当該火船の電気設備は、それぞれ次表に掲げる範囲内でなければならない。

火船の隻数	電気設備	
	火船1隻当たりの設備容量	1統当たりの総設備容量
2隻以下	集魚燈に使用する電球 500ワット以下	1,000ワット以下



**兵庫県告示第383号**

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第4号に掲げる小型まき漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和5年3月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む者の資格
東二見	いわし巾着網漁業	明石市大久保町から姫路市木場までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。（注）	7月1日から12月31日まで	定めなし	5トン未満	2隻	定めなし

（注）協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

- 2 許可又は起業の認可を申請すべき期間  
令和5年5月15日から同年6月15日まで
- 3 備考
  - (1) 許可の有効期間  
この告示に係る許可の有効期間は、令和5年7月1日から令和8年3月31日までとする。
  - (2) 許可又は起業の認可に付する条件  
この告示に係る許可又は起業の認可には、「いわし・いかなご船びき網漁業の操業を妨げてはならない」旨の条件を付けることがある。



**兵庫県告示第384号**

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第7号に掲げる五智網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和5年3月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置							
	漁業種類	操業区域	漁業時期		推進機関の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む者の資格
江井島 二見町 播磨町	たい、はまち 五智網漁業	明石市古波止から高砂市東播磨港伊保灯台までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。(注)	たい	4月1日から12月31日まで	定めなし	定めなし	1隻	定めなし
			はまち	9月15日から11月20日まで				

(注) 協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和5年3月28日から同年4月28日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和6年3月31日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね「はまちを目的とする場合は、網目7.2センチメートル未満の漁具を使用してはならない」旨の条件を付けることがある。



兵庫県告示第385号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第7号に掲げる五智網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和5年3月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む者の資格
西二見	あじ五智網漁業	別記の1（注）	6月1日から12月31日まで	定めなし	定めなし	4隻	定めなし
育波	同上	別記の2（注）	6月1日から11月30日まで	同上	同上	5隻	同上

(注) 協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和5年4月30日から同年5月31日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、令和5年6月1日から令和6年5月31日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、「あじを目的とする一本釣り、ひき縄漁業の操業を妨げてはならない」旨の条件を付けることがある。

別記 操業区域

1 明石市古波止から高砂市東播磨港伊保灯台までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。

なお、共第24号の共同漁業権を有する者から、同号の共同漁業権区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、「明石市古波止から高砂市東播磨港伊保灯台までの海面及び共第24号共同漁業権の区域。ただし、共第24号以外の共同漁業権の区域を除く。」とする。

2 淡路市野島江崎から室津に至る地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。

なお、共第24号の共同漁業権を有する者から、同号の共同漁業権区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、「淡路市野島江崎から室津に至る地先海面及び共第24号共同漁業権の区域。ただし、共第24号以外の共同漁業権の区域を除く。」とする。



兵庫県告示第386号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第10号に掲げる刺し網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和5年3月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む者の資格
二見町 播磨町 加古川市 高砂市	建網漁業	明石市江井島港西防波堤灯台と鹿ノ瀬高蔵瀬東灯浮標を結ぶ線及び淡路市江崎灯台と姫路市上島を結ぶ線並びに高砂市東播磨港伊保灯台と姫路市上島を結ぶ線によって囲まれた区域。ただし、共同漁業権の区域を除く。 (注)	周年	定めなし	定めなし	1隻	定めなし

(注) 協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和5年3月28日から同年4月28日まで

3 備考

この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和7年12月31日までとする。



**兵庫県告示第387号**

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第10号に掲げる刺し網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和5年3月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む者の資格
一宮町	建廻網漁業	淡路市尾崎から深草までの地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。(注)	周年	定めなし	定めなし	1隻	定めなし

(注) 協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和5年3月28日から同年4月28日まで

3 備考

この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和7年12月31日までとする。



**兵庫県告示第388号**

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第10号に掲げる刺し網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和5年3月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む者の資格
東浦	あかした刺し網漁業	淡路市鶴崎と大阪府岸和田市木材港北端を結んだ線から、洲本市三ツ川河口と大阪府泉南郡岬町深日港北端を結んだ線に至る兵庫県海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。(注)	6月15日から8月15日まで	定めなし	定めなし	10隻	定めなし

(注) 協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和5年4月29日から同年5月30日まで

3 備考

この告示に係る許可の有効期間は、令和5年6月15日から令和6年3月31日までとする。



兵庫県告示第389号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第10号に掲げる刺し網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和5年3月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む者の資格
東浦	あかした刺し網漁業	淡路市鶴崎と大阪府岸和田市木材港北端を結んだ線から、洲本市三ツ川河口と大阪府泉南郡岬町深日港北端を結んだ線に至る兵庫県海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。（注）	6月15日から8月15日まで	定めなし	定めなし	1隻	定めなし

（注）協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和5年3月28日から同年4月28日まで

3 備考

この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和6年3月31日までとする。



兵庫県告示第390号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第11号に掲げるひき縄漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和5年3月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む者の資格
明石浦	ひき縄漁業	別記の1（注）	周年	定めなし	定めなし	1隻	定めなし
二見町	ひき縄漁業	別記の2（注）	同上	同上	同上	1隻	同上
高砂市	ひき縄漁業	別記の3（注）	同上	同上	同上	2隻	同上

(注) 協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和5年3月28日から同年4月28日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和7年12月31日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、「くろまぐろを漁獲した場合は、漁獲実績を速やかに知事に報告しなければならない」旨の条件を付けることがある。

別記 操業区域

1 神戸市兵庫区和田岬から姫路市的形までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。

なお、共第24号の共同漁業権を有する者から、同号共同漁業権区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、「神戸市兵庫区和田岬から姫路市的形までの海面及び共第24号共同漁業権の区域。ただし、共第24号以外の共同漁業権の区域を除く」とする。

2 明石市から姫路市的形までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。

なお、共第24号の共同漁業権を有する者から、同号共同漁業権区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、「明石市から姫路市的形までの海面及び共第24号共同漁業権の区域。ただし、共第24号以外の共同漁業権の区域を除く」とする。

3 播磨町から高砂市までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。



兵庫県告示第391号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第12号に掲げるたこつぼ漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和5年3月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む者の資格
東二見	まだこ・いいだこつぼ漁業	明石市大久保町から姫路市的形町までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。 (注)	周年	定めなし	定めなし	1隻	定めなし

(注) 協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和5年3月28日から同年4月28日まで

3 備考

この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和6年12月31日までとする。



**兵庫県告示第392号**

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第16号に掲げるせん漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和5年3月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む者の資格
二見町	いかかご漁業	明石市二見町から姫路市大塩町までの海面	4月15日から7月10日まで	定めなし	定めなし	1隻	操業区域の漁業権の行使権を有する者又は操業区域の漁業権者の同意を得ている者
		共第24号共同漁業権漁場（鹿ノ瀬）の区域	5月10日から7月31日まで				

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和5年3月28日から同年4月28日まで

3 備考

この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和8年3月31日までとする。



**兵庫県告示第393号**

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

令和5年3月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 指定する区域

加西市北条町北条字馬橋331番2、331番12、332番1、332番2の各一部

2 特定有害物質の名称

クロロエチレン、トリクロロエチレン、六価クロム化合物、シアン化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物



**兵庫県告示第394号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可したので、同法第62条第1項の規定により告示する。

令和5年3月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 施行者の名称

姫路市

2 都市計画事業の種類及び名称

中播都市計画道路事業

3.5.81号 網干線

3 事業施行期間

令和5年3月28日から令和12年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

姫路市広畑区才字西角、字圓ノ前、字祐慶田及び字別當地内

(2) 使用の部分

なし



**兵庫県告示第395号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可したので、同法第62条第1項の規定により告示する。

令和5年3月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 施行者の名称

神戸市

2 都市計画事業の種類及び名称

神戸国際港都建設道路事業

3.5.84号 横尾妙法寺線

3 事業施行期間

昭和48年7月27日から令和12年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

なし



**兵庫県告示第396号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項の規定において準用する同法62条第1項の規定により、中播都市計画道路事業の事業計画の変更の認可の告示（令和5年近畿地方整備局告示第36号）があったので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

令和5年3月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 都市計画事業の種類及び名称

中播都市計画道路事業

3.4.169号荒川線

2 施行者の名称

兵庫県

3 事務所の所在地

神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

なし



**兵庫県告示第397号**

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第2号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を、下記のとおり指定する。

令和5年3月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 指定する道路の路線名及び区間

路線名	区間
県道 甲子園尼崎線	尼崎市元浜町4丁目50番1から 同 市道意町6丁目32番2まで

2 指定する期日

令和5年4月1日



**兵庫県告示第398号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和5年3月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 施行者の名称

丹波篠山市

2 都市計画事業の種類及び名称

篠山都市計画下水道事業 丹波篠山市公共下水道

3 事業施行期間

変更前 昭和51年3月16日から平成35年3月31日まで

変更後 昭和51年3月16日から令和11年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし



**兵庫県告示第399号**

海岸法（昭和31年法律第101号）第12条第4項及び第5項の規定に基づき撤去し、保管した船舶及び工作物等について、同条第6項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和5年3月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 保管した船舶及び工作物等

別表のとおり

2 当該船舶等の保管の場所

明石市二見町南二見地先 東播磨港二見地区公共ふ頭内

3 保管した船舶等の返還の手続

保管した船舶等の所有権等の権原を有することを証する書面を、東播磨県民局加古川土木事務所に提出し、返還を受けること。

別表1 船舶

所在場所	整理番号	船名等種類	船舶の種類	外色	内色
明石市大久保町 江井島地内	2	なし	無動力船	白	—
	3	なし	無動力船	黄	—
	9	なし	無動力船	黄	—
	17	なし	無動力船 (タツノの表示あり)	黄	—
	20	なし	無動力船	黄	—
	25	なし	無動力船	白	—
	26	なし	無動力船	白	—
	27	なし	無動力船	白	—
	28	なし	無動力船	青	—
	29	なし	無動力船	黄	—
	30	なし	無動力船 (NO5の表示あり)	白	—
	32	なし	無動力船	黄	—
	33	なし	無動力船	白	—
	34	なし	無動力船	白	—
	35	なし	無動力船	黄	—
	36	なし	無動力船 (09の表示あり)	白	—
	41	なし	無動力船	白	—
	42	なし	無動力船	白	—
	44	なし	無動力船	白	—
	45	なし	無動力船	青	—
49	なし	無動力船	灰	—	

※ 整理番号は、東播磨県民局が整理の必要上付した番号である。

別表2 工作物等

所在場所	整理番号	名称	種類
明石市大久保町 江井島地内	2-1	物品	ベニヤ板
	2-2	物品	黒色プラスチック製パレット
	2-3	工作物	軸付きタイヤ (タイヤ2本)
	2-4	物品	黒色プラスチック製パレット
	3-1	物品	脚立
	3-2	工作物	タイヤ付き工作物
	7-1	工作物	木製工作物
	7-2	工作物	金属製台車 (タイヤ2本)
	9-1	工作物	鉄柱工作物
	12-1	物品	脚立
	13-1	物品	黒色バケツ
	13-3	物品	白色ポリバケツ
	17-1	物品	黒色プラスチック製パレット
	17-2	物品	黒色プラスチック製パレット
	21-1	物品	木製パレット
	21-2	工作物	木製工作物
	25-2	物品	パーベキューコンロ
	27-1	工作物	船置台

27-3	物品	オイル缶
27-5	物品	金属製ケース
27-6	工作物	台車（タイヤ付き）
28-1	工作物	台車（金属製パイプ）
33-1	工作物	木製台車（タイヤ4本付き）
33-2	工作物	木製工作物（プラスチック製物入れ付き）
33-3	工作物	鉄パイプ工作物
34-2	工作物	オレンジ色木製船置台
36-1	物品	白色ディーゼルエンジンオイルバケツ

※ 整理番号は、東播磨県民局が整理の必要上付した番号である。



**兵庫県告示400号**

マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行令（平成13年政令第238号）第1条第1項の規定により、指定認定事務支援法人を次のとおり指定した。

令和5年3月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 指定認定事務支援法人の名称及び住所  
一般社団法人兵庫県マンション管理士会  
神戸市中央区多聞通二丁目1番7号法友会館B F 南
- 2 認定支援事務の種類  
マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第5条の12第1項各号に掲げる事務
- 3 指定の年月日  
令和5年3月15日



**兵庫県告示第401号**

昭和39年兵庫県告示第332号の15（収入証紙売りさばき人の名称等）の一部を次のように改正し、令和5年4月10日から適用する。

令和5年3月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

表株式会社みなと銀行の項中

「

株式会社 みなと銀行 本店営業部	神戸市中央区三宮町
同 三宮支店	神戸市中央区三宮町

」

を

「

株式会社 みなと銀行 本店営業部	神戸市中央区三宮町
---------------------	-----------

」

に改める。



**兵庫県告示第402号**

平成17年兵庫県告示第271号の3（長期継続契約を締結することができる契約）の一部を次のように改正し、

令和5年4月1日から適用する。

令和5年3月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

本文中43の次に次のように加える。

- 44 医療機器保守管理委託契約
- 45 ふるさとひょうご寄附金制度運用業務委託契約
- 46 離職者等再就職訓練業務委託契約

公 告

本人確認情報の提供、利用及び保護の状況に関する公表

本人確認情報の提供、利用及び保護に関する条例（平成16年兵庫県条例第12号）第10条の規定に基づき、本人確認情報の提供、利用及び保護の状況を次のとおり公表する。

令和5年3月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 本人確認情報の提供

提供先	事 務	提供年月	提供件数
市町長	国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による同法第76条第1項の保険料の徴収（延滞金の徴収を含む。）に関する事務	令和3年5月	8
		同 年11月	3
		令和4年4月	1
市町長	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による同法第104条第1項の保険料の徴収（延滞金の徴収を含む。）に関する事務	令和2年7月	1
		令和3年5月	3
市町長	介護保険法（平成9年法律第123号）による同法第129条第1項の保険料の徴収（延滞金の徴収を含む。）に関する事務	令和4年3月	7
		同 年4月	30
		同 年5月	96
		同 年6月	49
市町長又は教育委員会	学校その他の施設に在学する者に対して貸与した修学資金に係る返還金の徴収（延滞利息の徴収を含む。）に関する事務	令和4年5月	2
教育委員会	特別支援学校等に就学する幼児、児童又は生徒の学校教育法第16条に規定する保護者（成年に達した生徒にあっては、その者の就学に必要な経費を負担する者）に対する当該就学に必要な経費に係る補助金の交付に関する事務	令和2年7月	3
		同 年8月	176
		同 年9月	2
		同 年10月	31
		同 年11月	148
		同 年12月	31
		令和3年1月	148
		同 年2月	31
		同 年3月	148
		同 年4月	31
		同 年5月	147
		同 年6月	1
		同 年7月	161
		同 年8月	1
		同 年9月	161
		同 年10月	1
同 年11月	161		
同 年12月	31		
令和4年1月	161		

		同 年2月	31
		同 年3月	164
		同 年4月	1
		同 年5月	164
		同 年6月	1
選挙管理委員会	公職選挙法（昭和25年法律第100号）による同法第86条第1項から第3項まで又は第86条の4第1項若しくは第2項（漁業法（昭和24年法律第267号）第94条において準用する場合を含む。）の届出に関する事務	令和3年6月	1
		同 年10月	6
		令和4年6月	5
監査委員	地方自治法（昭和22年法律第67号）による同法第242条第1項の請求に関する事務	令和2年12月	3
		令和3年2月	4
		同 年3月	1
		同 年12月	3
		令和4年2月	4
		同 年6月	1
公安委員会	道路交通法（昭和35年法律第105号）による同法第51条の4第4項の放置違反金の徴収（同条第13項後段の延滞金及び手数料並びに滞納処分費の徴収を含む。）に関する事務	令和2年7月	591
		同 年8月	529
		同 年9月	446
		同 年10月	596
		同 年11月	719
		同 年12月	464
		令和3年1月	632
		同 年2月	612
		同 年3月	805
		同 年4月	486
		同 年5月	943
		同 年6月	958
		同 年7月	1132
		同 年8月	872
		同 年9月	951
		同 年10月	940
		同 年11月	970
		同 年12月	464
		令和4年1月	1081
		同 年2月	612
		同 年3月	1065
		同 年4月	833
		同 年5月	788
		同 年6月	1066

2 本人確認情報の利用

事 務	利用年月	利用件数
児童福祉法（昭和22年法律第164号）による同法第56条第2項の徴収金の徴収（滞納処分費の徴収を含む。）に関する事務	令和2年8月	1
	同 年9月	1
	令和3年2月	1
	同 年7月	1
	令和4年1月	1
	同 年2月	1
農薬取締法（昭和23年法律第82号）による同法第17条第1項の届出に関する事務	令和2年7月	1
	同 年9月	1
	同 年10月	2
	令和3年3月	2
	同 年10月	1
	同 年11月	1
令和4年4月	1	
土地改良法（昭和24年法律第195号）による同法第18条第16項（同法第68条第4項において準用する場合を含む。）の届出に関する事務	令和2年12月	3
肥料取締法（昭和25年法律第127号）による同法第4条第1項若しくは第2項の登録又は同法第13条、第16条の2、第22条若しくは第23条の届出に関する事務	令和2年8月	1
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）による同法第33条第1項の交付に関する事務	令和3年11月	2
	令和4年5月	2
砂利採取法（昭和43年法律第74号）による同法第3条の登録又は同法第9条第1項の届出に関する事務	令和4年5月	1
林業・木材産業改善資金助成法（昭和51年法律第42号）による同法第4条に規定する貸付金に係る償還金その他の林業経営等の健全な発展、林業生産力の増大及び林業従事者の福祉の向上に資するための貸付金に係る償還金の徴収（違約金の徴収を含む。）に関する事務	令和3年9月	2
兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和35年兵庫県条例第23号。以下「県営住宅条例」という。）による事務であって県営住宅条例第1条の県営住宅（県営住宅条例第2条第2号イに規定する県営住宅に限る。）の管理に関する事務	令和2年7月	11
	同 年8月	19
	同 年9月	11
	同 年10月	21
	同 年11月	11
	同 年12月	17
	令和3年1月	4
	同 年2月	18
	同 年3月	13
	同 年4月	18
	同 年5月	8
	同 年6月	5
	同 年7月	21
	同 年8月	5
同 年9月	21	
同 年10月	5	
同 年11月	21	
同 年12月	17	

	令和4年1月	21
	同年2月	18
	同年3月	21
	同年4月	5
	同年5月	21
	同年6月	5
恩給条例（昭和36年兵庫県条例第40号）による恩給の支給に関する事務	令和2年9月	12
	同年11月	6
	同年12月	22
	令和3年3月	12
	同年5月	5
	同年6月	10
	同年9月	10
	同年11月	6
	同年12月	22
	令和4年3月	9
	同年5月	5
	同年6月	8
兵庫県心身障害者扶養共済制度条例（昭和45年兵庫県条例第18号）による同条例第6条第1項若しくは第2項の掛金の徴収又は同条例第8条第1項若しくは第2項の年金の支給に関する事務	令和2年7月	10
	同年8月	2123
	同年11月	1610
	令和3年4月	1
	同年7月	2144
	同年10月	1503
	令和4年3月	2118
	同年4月	2113
	同年5月	2116
	同年6月	2113
浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年兵庫県条例第11号）による同条例第2条第1項若しくは第3項の登録又は同条例第7条第1項の届出に関する事務	令和2年11月	8
	同年12月	2
	令和3年1月	5
	同年7月	1
	同年10月	2
	同年12月	2
河川の流水占用料等の徴収等に関する条例（平成12年兵庫県条例第29号）による同条例別表第2に規定する土地占用料の徴収（同条例第4条の延滞金及び滞納処分費の徴収を含む。）に関する事務	令和3年3月	3
農業経営に関する金融上の措置の改善のための農業改良資金助成法等の一部を改正する法律（平成22年法律第23号）による同法附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる同法第1条の規定による改正前の農業改良資金助成法（昭和31年法律第102号）第2条に規定する農業改良資金に係る償還金の徴収（同法第11条の違約金の徴収を含む。）に関する事務	令和2年7月	2
	令和3年8月	2
	同年9月	13
行政書士法（昭和26年法律第4号）第3条第1項に規定する行政書士試験に係る合格証明書の交付に関する事務	令和2年11月	1
	同年12月	2
	令和3年4月	1
	同年5月	1
	同年7月	1
	同年8月	3

	同 年12月	2
土地収用法第3条各号に掲げるものに係る事業の用に供する土地の取得に関する事務	令和2年7月	18
	同 年8月	23
	同 年9月	25
	同 年10月	15
	同 年11月	10
	同 年12月	3
	令和3年1月	7
	同 年2月	3
	同 年3月	2
	同 年4月	22
	同 年5月	11
	同 年7月	23
	同 年8月	2
	同 年9月	8
	同 年10月	26
	同 年11月	19
	同 年12月	3
	令和4年1月	1
	同 年2月	3
	同 年4月	2
同 年5月	9	
同 年6月	10	
外国人に対する生活保護法の規定に準じて行う保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務	令和2年7月	9
	同 年8月	16
	同 年9月	11
	同 年10月	16
	同 年11月	11
	同 年12月	16
	令和3年1月	11
	同 年2月	16
	同 年3月	11
	同 年4月	16
	同 年5月	4
	同 年6月	28
	同 年8月	28
	同 年10月	11
	同 年11月	17
	同 年12月	16
	令和4年1月	17
	同 年2月	16
	同 年3月	17
	同 年4月	11
同 年5月	17	
同 年6月	16	

特定不妊治療（体外受精又は顕微授精による不妊治療をいう。）に要する費用に係る助成金の支給に関する事務	令和3年5月	79
	同 年6月	96
	同 年7月	179
	同 年8月	208
	同 年9月	274
	同 年10月	313
	同 年11月	415
	令和4年1月	611
	同 年3月	777
	同 年4月	672
	同 年5月	899
	同 年6月	847

3 本人確認情報の保護に関する状況

本人確認情報の提供、利用及び保護に関する条例第8条第2項の規定により漏えい等の防止のために講じられた措置はなし。



**建築士法による二級建築士免許の取消し**

建築士法（昭和25年法律第202号。以下「法」という。）第9条第1項の規定により、下記の建築士の免許を取り消したので同条第3項及び建築士法施行規則（昭和25年建設省令第38号）第6条の2の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和5年3月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 免許の取消しをした年月日

令和5年3月16日

2 免許の取消しを受けた建築士の氏名

(1) 中田 幾男

ア 建築士の別

二級建築士

イ 登録番号

兵庫県知事登録第阪神1775号

ウ 免許の取消しの理由

法第9条第1項第1号に該当するため。

(2) 坂本 芳則

ア 建築士の別

二級建築士

イ 登録番号

兵庫県知事登録第4329号

ウ 免許の取消しの理由

法第9条第1項第2号に該当するため。

(3) 村上 朝男

ア 建築士の別

二級建築士

イ 登録番号

兵庫県知事登録第7649号

ウ 免許の取消しの理由

法第9条第1項第2号に該当するため。

(4) 吉田 康男

ア 建築士の別

二級建築士

イ 登録番号

兵庫県知事登録第8769号

ウ 免許の取消しの理由

法第9条第1項第2号に該当するため。



**同一敷地内にあるものとみなされる複数の建築物に係る一団地の区域**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条第2項の規定により、同一敷地内にあるものとみなされる複数の建築物に係る一団地の区域は、次のとおりである。

その関係図書は、北播磨県民局加東土木事務所まちづくり建築課において縦覧に供する。

令和5年3月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

認定番号	認定年月日 (令和年月日)	一団地の区域
第R04北播団連 0001号	5.3.16	小野市神明町字大坪417番1の一部、417番4の一部



**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和5年3月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
西脇市野村町字イノバ1378番
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
三木市末広三丁目18番44号  
株式会社グッドラインハウジング 代表取締役 松本克基
- 3 許可年月日及び許可番号  
令和4年9月22日  
兵庫県指令北播（加土）（建）第1-10号（4西脇）

**公安委員会規則**

警察職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月28日

兵庫県公安委員会

委員長 小西新右衛門

**兵庫県公安委員会規則第6号**

**警察職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則**

警察職員の特殊勤務手当に関する規則（昭和35年兵庫県公安委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表条例第2条第1項第16号の3の作業の項中

「

側近警衛又は身辺警護の作業に専従する職員として登録した職員	天皇又は皇后、上皇、上皇后、皇太子、皇太子妃、皇嗣、皇嗣妃若しくは悠仁親王の警衛 日額1,150円 その他の警衛及び警護要則（平成6年国家公安委員会規則第18号）第2条に規定する警護対象者の警護 日額640円
-------------------------------	---

」

を

「

側近警衛又は身辺警護の作業に専従する職員として登録した職員	天皇又は皇后、上皇、上皇后、皇太子、皇太子妃、皇嗣、皇嗣妃若しくは悠仁親王の警衛及び警護要則（令和4年国家公安委員会規則第15号）第2条に規定する警護対象者の警護 日額1,150円 その他の警衛 日額640円
-------------------------------	---

」

に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。